

第118回 木更津市都市計画審議会 会議録

○開催日時：令和5年9月22日（金）午前10時00分から午前11時00分まで

○開催場所：木更津市役所駅前庁舎 8階防災室・会議室

○出席者氏名：

（審議会委員）北野幸樹、森真理恵、吉野寛、杉山孝、
三上和俊、近藤忍、竹内伸江、
宮田昌明、永重素男（太田裕介代理）、清水一太郎、河原林裕

（千葉県）企業立地課 吉原副課長

（木更津市）都市整備部 吉田部長、兵藤次長

都市政策課 松下課長、上野係長

市街地整備課 森田課長、佐藤課長補佐、鶴岡主任主事

（庶務）都市政策課 二宮主査、手島主任主事、花澤技師

○議題及び公開非公開の別：全て公開

（1）諮問第1号 木更津都市計画生産緑地地区の変更について（市決定）

（2）その他 かずさアカデミアパーク地区 地区計画の変更について（報告）

○傍聴人の数：0名

○会議内容

司会（上野係長） 定刻となりましたので、これより、第118回木更津市都市計画審議会を開会いたします。

はじめに、本日の審議会でございますが、新型コロナウイルス感染症の拡大がいまだ懸念されている中で開催することから、「ウェブ会議」としております。皆様の画面越しに、出席委員の顔は、ご確認できますでしょうか？よろしいでしょうか？議事進行後の発言の際は、会長がご指名の後、庶務の方で、発言する委員のミュートを解除しますので、画面に「ミュート解除を求めています」と表示されましたら、了承ボタンを押したうえで、ご発言願います。慣れている方は、会長ご指名の後、ご自分でミュート解除して発言していただいても問題ありません。さて、本会議は、木更津市審議会等の会議の公開に関する条例第3条の規定により公開となりますが、本日の傍聴者はありません。はじめに、渡辺市長からご挨拶を申し上げます。

渡辺市長

皆さん、おはようございます。市長の渡辺でございます。本日は、大変お忙しい中、都市計画審議会にご出席・ご参加いただきまして、誠にありがとうございます。また、皆様には、日頃より、本市の良好な都市計画の推進はもとより、市政各般にわたり、多大なるご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。現在、本市では、東京都心へのアクセス性や広域道路ネットワークの結節点としての交通利便性を生かし、戦略的に企業誘致を進めているところでございます。そうした中、本市の企業誘致拠点、かずさアカデミアパークでは、6月に、「美酢」で有名な「CJ FOODS JAPAN株式

会社」の立地が決定し、7月には、業務用プレハブ冷蔵庫を設計、製造する「たつみ工業株式会社」が開業するなど、企業進出が続いております。今後も、こうした流れが継続されるよう、本市のポテンシャルを生かした企業誘致を推進してまいりますので、皆様には引き続き、本市の計画的な土地利用の実現に向けお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

本日諮問させていただきますのは、「木更津都市計画生産緑地地区の変更について」でございます。平成4年に指定した生産緑地地区について30年が経過し、行為の制限が解除されたため、廃止するものです。その他、かずさアカデミアパーク地区 地区計画の変更について報告がございます。詳細につきましては、のちほど、担当から説明させていただきますが、委員の皆様には、それぞれのお立場から、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。そして、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

司会（上野係長） ありがとうございます。市長は公務の都合により、ここで退席をさせていただきます。

本日の審議会でございますが、13名の委員の内、池田委員、石渡委員が、所要のため欠席しており、出席者は11名となっております。

なお、木更津警察署長の太田委員が所要のため、代理として警務課の永重課長にご出席いただいております。また、今回から初めて出席された委員もいらっしゃいますが、事前に配布しています名簿及びズーム上に名前が記載されていますので、それをもって紹介とさせていただきます。なお、名簿は、資料の2頁でございます。出席委員の内、北野会長、竹内委員の2名は、別会場からの出席となり、森委員、吉野委員、杉山委員、三上委員、近藤委員、宮田委員、永重課長、清水委員、河原林委員の9名は市役所からの出席となります。次に、職員等を紹介いたします。本日、議事の2番目として、かずさアカデミアパーク地区地区計画の変更があることから、千葉県企業立地課副課長の吉原が出席しております。続いて本市の都市整備部長の吉田でございます。都市整備部次長の兵藤でございます。都市政策課長の松下でございます。市街地整備課長の森田でございます。他、市職員や庶務が数名控えておりますので、会場の皆様におかれましては、機器の使用方法など、お困りの際は会議の途中でもかまいませんので、挙手をするなどしてお申し出ください、職員がサポートいたします。続きまして、資料の確認をお願いいたします。次第から始まり最終37頁までの冊子、もしくはデータが一つです。それでは、議事に入ります。本審議会は、木更津市都市計画審議会条例第5条第1項の規定により、会長が議長を務めることとなっております。北野会長よろしくお願いいたします。

議長（北野会長） 委員の皆様、本日はお忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。それでは、早速始めさせていただきます。本日の出席委員は、委員定数13名のうち11名で、2分の1以上が出席しておりますので、

木更津市都市計画審議会条例第5条第2項の規定により、会議は成立しております。はじめに、木更津市都市計画審議会会議運営要領第6条の規定により、議事録署名人を指名させていただきます。本日の議事録署名人については、杉山委員にお願いできますでしょうか。

—（杉山委員 承諾）—

ありがとうございます。よろしくお願いします。では、これより議事に入ります。

本日は、諮問が1件、報告が1件となっています。令和5年9月1日付けで市長から諮問のありました、「木更津都市計画生産緑地地区の変更について」担当課から、説明をお願いします。

佐藤課長補佐 市街地整備課の佐藤でございます。それでは、諮問第1号木更津都市計画生産緑地地区の変更について、ご説明させていただきます。まず、諮問内容のご説明をさせていただく前に、生産緑地地区について、簡単にご説明させていただきます。生産緑地地区制度とは、市街化区域内の保全すべき農地を都市計画に定め、計画的な保全をすることにより良好な都市環境の形成を図ることを目的とした制度です。生産緑地地区の特徴としましては、農地としての管理義務、建築物等の建築の制限、税制面での優遇措置等が挙げられます。それでは、今回ご審議願います「木更津都市計画生産緑地地区の変更」についてご説明いたします。まずは、諮問書の8頁をお開きください。当該変更の諮問書でございます。続きまして、9頁をお開きください。今回、都市計画の変更を行う生産緑地の地区と面積です。それぞれ、第2号 高砂一丁目第2生産緑地地区 全部廃止 約0.15ヘクタール、第22号 長須賀第1生産緑地地区 全部廃止 約0.08ヘクタール、第23号 長須賀第2生産緑地地区 一部廃止 約0.03ヘクタール、第29号 長須賀第8生産緑地地区 全部廃止 約0.05ヘクタール、第35号 祇園第3生産緑地地区 全部廃止 約0.10ヘクタール、第52号 畑沢一丁目第3生産緑地地区 全部廃止 約0.08ヘクタール、合計6地区 約0.49ヘクタールの廃止となります。つづきまして、変更の理由でございますが、生産緑地として指定された農地は、農地としての管理義務、建築物等の建築の制限、税制面での優遇措置等が適用されます。生産緑地地区の告示から30年が経過すると、税制の軽減措置は終了する一方、行為制限の解除に向けた手続きが可能になります。これに伴い、30年の経過までに生産緑地を特定生産緑地として指定することで、これまでと同様の措置が「生産緑地地区の都市計画の告示日から30年経過後」から10年延長される特定生産緑地制度が設けられています。平成4年に都市計画決定を行った生産緑地については、昨年で30年の経過となったことから、本制度により指定の希望があった生産緑地について、昨年、一昨年の都市計画審議会での意見聴取を頂いて、特定生産緑地に指定を行いました。今回、廃止となります生産緑地

については、全て特定生産緑地への移行を行わなかった地区であり、生産緑地地区の告示から30年が経過したことを理由に、当該生産緑地地区に対する買取申出がなされました。いずれの生産緑地についても買取りが行われず、生産緑地法第14条により生産緑地地区の行為の制限が解除となったことから生産緑地地区としての機能が失われたために当該生産緑地地区を廃止する都市計画変更を行うものでございます。10頁は、当該生産緑地地区の所在地でございます。つづきまして、12頁をお開きください。変更の内訳総括表になります。繰り返しの説明になりますが、一部廃止を含めた合計6地区約0.49ヘクタールの廃止でございます。これにより、本市の生産緑地地区は、83地区10.74ヘクタールが、78地区10.25ヘクタールとなります。つづきまして13頁からは本市の生産緑地地区の一覧となります。つづきまして、18頁をご覧ください。こちらは、変更箇所の総括図になります。丸で囲んだ箇所が、当該生産緑地地区のある箇所になります。つづきまして、20頁をご覧ください。こちらは、変更箇所の計画図になります。赤い枠線で囲われているのが生産緑地地区で、黄色く塗られた部分が、今回廃止する部分になります。それぞれ、20頁 第2号 高砂一丁目第2生産緑地地区 全部廃止、21頁 第22号 長須賀第1生産緑地地区 全部廃止、第23号 長須賀第2生産緑地地区 一部廃止、22頁 第29号 長須賀第8生産緑地地区 全部廃止、23頁 第35号 祇園第3生産緑地地区 全部廃止、24頁 第52号 畑沢一丁目第3生産緑地地区 全部廃止の計画図になります。以上、諮問書の説明となります。つづきまして、参考資料の説明となります。27頁をお開きください。都市計画の策定経緯の概要書でございます。本案件については、令和5年6月16日に千葉県への事前協議を行い、7月7日に異存ないことの回答がありました。続いて、7月14日から、7月28日までの2週間、都市計画の案の概要を縦覧に供しましたが、公述の申出はなく、8月9日に予定しておりました公聴会は中止いたしました。また、8月16日から、8月30日までの2週間、都市計画案を縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。本日 都市計画審議会でのご審議をいただきまして、了承いただいた場合、今年末に都市計画決定の告示の予定となっております。最後に28頁は、今回説明させていただきました、諮問の内容をまとめた、資料になります。以上が、木更津都市計画 生産緑地地区の変更についての説明でございます。よろしく、ご審議くださいますようお願いいたします。

議長（北野会長） 今ご説明をいただきました内容に関しまして、何かご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

吉野委員 9頁に「生産緑地法第14条により行為の制限が解除され」と記載されていますが、今回の都市計画を変更する時期とずれがあると思いますが、今現在、土地利用する際には、生産緑地法第14条で制限解除されということな

ので、この都市計画の変更する前であっても土地利用は、制限がなく解除され、自由に土地利用ができると解釈してよろしいでしょうか。

佐藤課長補佐 はい、行為制限の解除がされておりますので、通常の農地法の手続きをしていただければ可能でございます。

吉野委員 ありがとうございます。

議長（北野会長） それでは他に、ご意見ご質問等ございますでしょうか。それでは、ご意見等はないということで、質疑終局と認めさせていただきまして採決をいたしたいと思います。諮問第1号「木更津都市計画生産緑地地区の変更について」原案を適当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。挙手11名でありますので、諮問第1号は原案を適当とすることに決定いたします。なお、市長への答申書の作成送付につきましては、私に一任願いたいと思います。

それでは続きまして、「かずさアカデミアパーク地区地区計画の変更について」担当課から説明をお願いします。

上野係長 都市政策課都市政策係長の上野と申します。私からは、「かずさアカデミアパーク地区地区計画の変更について」ご説明させていただきます。資料30頁をご覧ください。今回、かずさアカデミアパーク研究所等立地推進協議会会長である熊谷知事より、オークラアカデミアパークホテルが立地するセンター地区の南側の土地について、企業による立地意欲が高まっているこの機を捉え、計画的に立地を促進していくため、地区計画における土地利用の見直しについて提案がございました。市といたしましては、本地区計画は、かずさアカデミアパークにおける適切な企業立地を誘導するものでありますことから、推進協議会の提案を受けることとし、必要な都市計画の手続きを進めて参りたいと考えております。まず、文書の送付者であります「かずさアカデミアパーク研究所等立地推進協議会」について、簡単に、ご説明申し上げます。33頁をご覧ください。こちらは、「協議会」の規約の抜粋でございます。第2条の目的では、かずさアカデミアパークにふさわしい研究所等の誘致を推進することにより、かずさアカデミアパーク事業の円滑な実現を図ることとしております。第4条では、県、本市など、こちらに記載されている5者を会員としております。恐れ入りますが、30頁にお戻りください。要望書の記載内容でございますが、第1段落には、協議会の活動内容が、第2段落には、平成24年に県が「かずさアカデミアパーク事業の新たな展開」を策定した後、民間研究所等用地35区画中、31区画において、立地が決定した旨が、第3段落には、「新たな展開」において、概ね10年を目途に立地を完成させるとしておりましたが、4つの区画で立地が実現せず、特に、研究7区画においては、具体的な相談や引き合い等がなかったことから、協議会において、立地促進策が検討された旨が、第4段落には、立地促進のため、「かずさアカデミアパーク地区地区計画」を変更する

よう、特段の配慮を求める旨が、それぞれ、記載されております。31頁をご覧ください。協議会からの要望書に添付された、地区計画の計画図の変更(案)でございます。左側の地図が現行の計画図、右側の地図が変更案でございます。赤で囲まれた範囲が木更津市でございます。「灰色で示した地区」は、アカデミアパークにふさわしい、研究・工場等を誘致する「研究・生産地区」、「黄色で示した地区」は、研究・工場等に加え、立地企業への都市的サービスの提供等利便性の向上に資する「センター地区」でございます。右側の図面で、赤色の丸で囲まれた部分が、今回、協議会から変更要望がございました「研究7区画」でございます。オークラアカデミアパークホテルの南側に位置し、面積が7.6haでございます「この土地」を、灰色で示した「研究・生産地区」から、黄色で示した「センター地区」へ変更しようとするものでございます。32頁をご覧ください。協議会からの要望書に添付された、変更理由書でございます。上から3つ目の文章をご覧ください。

「研究7区画」については、「3段に分かれている区画の形状が工場の立地に適さない」との意見も多く、「引き合い」や「具体的な相談」がない状況が、長く続いている旨の記載がございます。参考に37頁、最終頁に掲載した図面や写真により、3段に分かれている状況が確認できますので、後程ご覧ください。引き続き32頁のその下、上から4つ目の文章をご覧ください。

「研究7区画」の立地を促進するため、地区計画の「地区の区分」を「センター地区」へ変更することにより、研究所や工場に加え、複合的な都市的サービス施設等の立地を可能とすることで、誘致対象を幅広にしていこう旨の記載がございます。33頁は先ほど説明したので省略いたします。34頁と35頁は、「かずさアカデミアパーク地区 地区計画」の計画書でございます。

34頁は現在の計画と変更はございません。35頁の表の上から2行目、「地区の面積」をご覧ください。「研究7区画」の面積が、7.6haございまして、この区画を「研究・生産地区」から「センター地区」へ変更することから、各地区の面積が7.6ha変動いたします。その下の行をご覧ください。「建築物等の用途の制限」は、地区によって立地できる施設が異なります。「研究・生産地区」から「センター地区」へ変更することで、研究所や工場に加え、複合的な都市的サービス施設等の立地が可能となり、現在の社会経済情勢に合わせ、より幅広な用途で、企業誘致が可能になります。その下の行をご覧ください。「建築物の敷地面積の最低限度」は、「研究・生産地区」から「センター地区」へ変更することで、3千㎡から2千㎡へ緩和されます。以上、ご説明申し上げましたとおり、今回の「地区計画の変更」は、当地区の適切な企業立地を誘導しようとするものであり、かずさアカデミアパークを研究開発拠点とし、企業誘致を推進するとした、本市の「基本構想」や「都市計画のマスタープラン」にも即した内容でありますことから、今後、本市において、「地区計画の変更」手続きを進めて参ります。最後に

36頁をご覧ください。「地区計画の変更スケジュール案」でございます。
本日の審議会で報告した後、10月に市民説明会を開催した上で、県と事前協議を行います。その後、12月に原案の縦覧、1月に案の縦覧を行い、2月の都市計画審議会へ諮問した上で、県と法定協議を行い、3月に変更告示をする予定でございます。私からの説明は、以上でございます。

議長（北野会長） 今ご説明をいただきました内容に関しまして、何かご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

吉野委員 今回の変更によって建築物の制限が緩和されることにより、この35頁の表から、ホテル又は旅館等も建築可能となった場合、旅館業法や建築基準法に適合している、いわゆる風紀的にあまり芳しくない系統の建物も建てられるということになるかと思いますが、その辺のところをいかが考えておられるか、また良くするなり何なりの方法があるのか、お尋ねいたします。

議長（北野会長） 担当課お願いいたします。

松下課長 都市政策課の松下でございます。お尋ねの建物の用途についてでございますが、資料35頁の上から3行目のマスの中の記載になると思います。吉野委員が仰いましたように、建築基準法上で記載の文言に適合するものについては、建築物の建築が可能になります。しかしながら実際に建築するにあたっては、千葉県が設けております立地審査会の中でこのアカデミアパークにふさわしい企業かどうかという議論が、この地区計画とは別に行われております。以上でございます。

吉野委員 わかりました。

議長（北野会長） ここに書かれているのは建築基準法でいう用途のことでありまして、そこで実際に事業が行われるかどうかというのはまた別の審査を経るということになりますので、ご了解いただければと思います。

近藤委員お願いいたします。

近藤委員 今、吉野委員が言われたことと基本的には一緒なのですが、センター地区は今まで県が基本的にホテルも誘致し施設も作ってきたので、公的なものが主導してきたところかと思うのですが、今回は民間に売却ですので、先ほどの説明ですと、様々な用途に使え、その中で、今説明がありましたように、ふさわしくないものは認めない、という流れだとは理解していますが、であれば研究・生産地区の中で建築してはならないと言いながら、今回センター地区となったら建築ができるようになる「7 公衆浴場」、「8 ボーリング場、スケート場又は水泳場」、「10 カラオケボックスその他これに類するもの」、また、「15 劇場、映画館、ナイトクラブその他これに類するもの」というのが、できるようにそもそも認めることがおかしいのではないかと思います。研究・生産地区に基本的にこれらのものが認められないのであれば、センター地区にもこれらのものを作ってはならないと最初から明記しておいても構わないのではないかと思います。場合によってはこれらのもの

のについては審査をくぐり抜けて建てる可能性があるから記載しているという
ことでしょうか、ご説明をお願いします。

議長（北野会長） 担当課からご説明をお願いします。

松下課長 地区計画においては、ご指摘いただいたように、研究・生産地区に、公衆
浴場、ボーリング場、劇場等は建てられませんが、センター地区では建てら
れることになっております。この地区において、あるいは周辺地区において、
利便性の向上というところでアカデミアパーク地区のまちづくりに合致して
いるという判断の中で、センター地区には許容しているという作りになって
おります。今回、研究7区画について、センター地区に変更した中で企業
誘致を図っていきたい、という要望が協議会からございましたので、地区の
変更をしたいと考えております。以上でございます。

議長（北野会長） 近藤委員をお願いします。

近藤委員 それは条例を見ればその通りなのですが、本当にアカデミアパークの中に
このようなものを設けるということが現実的に考えられるのか、地区計画で
計画を作るのであれば、センター地区においてもこのようなものの建築を認
めないというのが、本来なのではないかと思います。あとはアカデミアパー
クの考え方によりますけども、そのような中でボーリング場やナイトクラブ
などは現実的には考えられず、ほぼそこは認められない範囲だと思えます。
ですので、もう少しセンター地区においても制約を多くするような地区計画
にすればいいのではないかと思います。先ほど言ったように、今までは、セ
ンター地区の内容がこれであっても、公が主導して作ってきたので、そのよ
うなものが当然こないから気にならなかったわけですが、今回は、民間用地、
用途として売却を考えているわけですので、条例上はこういうこともできる
ということで、ここを購入の対象にしてきたが、実は認められないとなると、
騙し討ちに合っている感じがします。そもそも、地区計画上規制をかけてお
いて、本来相応しくないのに、こういう用途のものは、ここには建てないで
いただきたいということにするのが、この地区計画制度だと思うので、もう
少し慎重に考えたほうがいいのではないかと思いますがいかがでしょうか。

議長（北野会長） 担当課、お願いいたします。

松下課長 アカデミアパークのまちづくりについては千葉県が構想に位置付けた中で
進めており、本市も連携して進めている事業でございますので、再度、千葉
県と協議した中で、委員おっしゃるように、そもそも、この地区計画で許容
している用途は、立地審査の中でも認めることはありえないということに仮
になるようであれば、今後の都市計画手続きに入る前の案を詰める中で整理
をし、必要に応じて、場合によっては見直すという形で対応を図って参りた
いと考えております。以上です。

近藤委員 わかりました。それともう1点確認させていただきたいのですが、32頁の
変更理由3つ目の「3段に分かれている区画の形状が工場の立地に適さな

い」ということで37頁の図面を見ると、計画高が92m、94m、96mとあり、2mごとに3段に分かれています。一番上の96mのところから土をすき取って、一番下の92mのところに運搬すると全部94mの平場の土地になります。動かさなければならぬのが多分5,000 m³近くの土になるかと思うのですが、そのような土地の形状変更というのは、そもそもかずさアカデミアパーク地区内では認めていないのでしょうか。

議長（北野会長） 担当課、お願いいたします。

吉原副課長 千葉県企業立地課、吉原でございます。かずさアカデミアパークの中での土地の形状の制限というのは特段、県で設けているものはございません。

議長（北野会長） 近藤委員お願いします。

近藤委員 そうであれば、先ほど言ったように、センター地区に用途変更することに反対しているわけではないのですが、企業が3段に分かれていて、使いにくいというのであれば、1段に造成しても構いませんと、建築工事の中で基礎や様々な工事が入るので、その中で比較すれば造成工事はたいしたことないので、1段に仕上げてどうぞお使いください、ということでセールスすれば、別に研究的な用途で使ってもいいですし、そのような引き合いがあるのであれば、そう行うことによって、ホテルオークラの競争相手を増やさなくてもいいのではないかと思います。その辺は、変に立地企業に誤解されているのではないかと思います。その説明をしっかりとされた中で、要は造成工事を自分たちでやりたくないという話なのではないでしょうか。

吉原副課長 今、委員が仰られたとおりでございます。誘致の際には、土地の形質を変更して平らにさせていただくのは可能ですと説明をしております。ただ、立地を検討する企業様におかれましては、やはりその手間と費用というのが、土地を見にいらっしゃる時、これからその土地で検討するかどうかというのを見定める段階で、まず土地が3段に分かれているということでまず候補として下の方に落ちてしまうという状況でございます。

議長（北野会長） それでは他に何かご意見ありますでしょうか。三上委員お願いします。

三上委員 せっかくの機会ですからお尋ねさせていただきます。市長の挨拶の中で、新しい企業が進出している、また開業もするという話がありました。35頁の研究・生産地区の一部をセンター地区へ変更し、規制を緩和するため地区計画を見直すということですが、今時点で売却済みと未売却の土地面積の数値をお示ししていただきたいです。アカデミアパークプロジェクトの産業核としての計画が、今何%ぐらい竣工しているということが理解できますので、是非とも、お示しをいただきたいと思います。

議長（北野会長） 担当課、お願いいたします。

上野係長 利用地、未利用地の面積は、かずさアカデミアパーク全体では、利用されているのは235.5ヘクタール、未利用地は42ヘクタールです。また、木更

津市内に限った場合ですと、利用されているのは179.9ヘクタール、未利用地は36.6ヘクタールでございます。以上でございます。

三上委員 100%の活用を図るということで、今まで細切れで販売計画を変えたり、あるいはこの地区計画の規制を緩和するということですが、今の時点で、今回の場所も含め、企業の進出規模や問い合わせ等の状況について教えていただけませんか。

吉原副課長 ここ数年のかずさアカデミアパークへの進出のご相談は、年間30件から50件ほどございます。

三上委員 その中で、センター地区で営業したいとか、残りがありませんか、という希望の中で、今回見直しをかけるということでしょうか、希望もないのに見直すということはないと思うのですが、その辺についてご説明いただけたらと思います。

吉原副課長 この「研究7」区画についてのお問い合わせですが、土地を所有している日鉄興和動産からの情報も含めましてご説明をさせていただきたいと思えます。こちらの土地が3段に分かれているということで、ご相談が近年、数件あると伺っておりますのが、研修所として、例えば、企業向けの研修所を設け、それに宿泊施設等を合わせて建設したい、というようなご相談が数件あるようですので、地区計画の変更で対応できるかなということも視野には入れてございます。

三上委員 分かりました。

議長（北野会長） 以上で、議事がすべて終了いたしましたので、進行を庶務へお返しさせていただきます。

司会（上野係長） 北野会長、ありがとうございました。皆様におかれましては、長時間にわたりご審議いただきまして誠にありがとうございました。以上をもちまして、第118回木更津市都市計画審議会を閉会いたします。

以上

第118回木更津市都市計画審議会の内容について、上記のとおり確認します。

令和5年10月31日

木更津市都市計画審議会

（署名）

杉山 厚